

例解

記簿定検

55
年
版

全国商業高校協会主催
簿記検定試験

編 研究会記簿定検

都立第一商高	竹	内	勇	
専修大学	吉	田	富	義
都立芝商高	大	橋	信	定
都立第一商高	斎	藤	武	捷

執筆

2

全国商業高等学校協会主催

文 部 省 後 援

55 年 版

例 解 検 定 簿 記

2 級 (商業簿記)

検 定 簿 記 研 究 会 編

都 立 一 商	竹	内	勇
専 修 大 学	吉	田	富 義
都 立 芝 商	大	橋	信 定
都 立 一 商	斎	藤	武 捷

執筆

国 元 書 房

55 年 版
例解 検定簿記
2 級
(商業簿記)

<検印省略>

定 価 680 円

昭和28年9月10日	初 版 発 行	昭和31年4月1日	31年(新)版発行
昭和37年4月1日	37年(新)版発行	昭和46年4月20日	46年(新)版発行
昭和49年4月20日	49年(新)版発行	昭和55年3月25日	55 年 版 発 行

編 者 検 定 簿 記 研 究 会
発 行 者 国 元 孝 治
印 刷 所 株 式 会 社 技 報 堂

発行所 株式会社 国 元 書 房

郵便番号 [101]

東京都千代田区外神田6-14-11

電話 (03) 836-0026 (代) 振替口座 東京 3-9248

7034—800902—1703

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

ま え が き

昭和 27 年度に全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験が実施されてから、すでに 20 数年になるが、その間、受験者数は年々増加の傾向をたどり、簿記検定に対する社会的評価も著しく高まってきたことは、まことによろこびに堪えないことである。このことは、社会が、簿記・会計の知識や技能を有する人材を強く求めていることを示すものであって、この傾向は、今後ますます高まるものと思われる。

私どもは、このような動向を予測し、簿記実務検定試験発足と同時に、都下の商業高等学校の簿記・会計担当の有志をもって、検定簿記研究会を組織し、その研究の成果を、今は亡き太田哲三先生（一橋大学名誉教授・商学博士）の監修を仰ぎ、昭和 28 年 9 月に『例解検定簿記』の書名をもって世に問うたのであった。以来、毎年改訂はもちろん、数回にわたる全面改訂を行うなど最善の努力を積み重ねて今日に至った次第である。

顧りみれば、本書を世に問うてから 20 数年、幸いにも刊行当初から高い評価をいただいただけでなく、今日に至るまでその評価は少しも揺るがず、かつ類書の追随を許さないまでの地歩を築き上げてきたことを思うとき、感慨無量なものがある。同時に、今後とも、よりいっそう改善のための研究を怠らず、必要があれば、つねに抜本的な改訂を行うことはもちろん、さらに、著者陣を強化するなど、簿記学習者にとって最良の書たらしめる努力を傾注したいと考える次第である。

さて、本書は、全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験受験のための学習書として編集したものであるが、その後、簿記検定試験のための類書が、つぎつぎと数多く刊行され、学習者はその選択に迷うほどである。しかし、本書が刊行以来永年にわたって好評を受けてきたのは、執筆者と出版社とが一体となつてきびしい討議を重ね、たとえ一つの例題、一つの言葉といえども疎かにせず、活字・図解などにも細心の注意を傾け、さらに加えて、

毎年、点検と改訂を怠りなく行うという一貫した編集方針を堅持してきたことによるものと、いささか自負している次第である。

本書の内容については、特につぎの点に留意し、かつくふうをこらして編集してある。

- (1) 学習の内容および配列は、高等学校の簿記会計の教科書に準拠し、学校における学習段階に応じて学習できるように配慮した。
- (2) 各章ごとに、この章でどのようなことを学習するかという「本章のねらい」をかけたが、さらに、ここで学習する内容のうち検定試験には、どのような問題が出題されているかという「出題の傾向と形式」を列挙した。
- (3) 各単元ごとに、この単元で理解・記憶しておくべき基本的な事項を「学習の要点」としてまとめて示した。
- (4) 各単元の学習項目ごとに、「標準例題」をかけたが、その解説を懇切丁寧に行い、解答を示した。また、必要に応じ、誤りやすい点については、注意を喚起するよう配慮した。
- (5) 「標準例題」のつぎに、それに関連する「類題」を配し、さらに、最近出題された検定試験問題をできるだけ多くまとめて収め、反復練習により、理解の徹底を期した。
- (6) 仕訳問題を除き、できるだけ解答のための余白をとり、学習の便をはかった。
- (7) 巻末に、「類題」の完全解答を示し、また、最近数年間の簿記実務検定試験問題および解答を収録した。

「簿記の学習は、頭だけではなく、手で行うものである」といわれているように、簿記は、教科書や参考書を読み、また記帳された結果を見るといったことだけでは、なかなか身につくものではない。手にペンを執り、みずから問題を解き、記帳を行うことによって、はじめて、理解できるものであり、「ほんものの力」が身につくのである。

どうかくれぐれもこの点を銘記したうえで、本書を利用していただきたい

ものである。そして、本書の意図したところを十分生かし、所期の目的達成のために一助となれば幸いである。

なお、近年、わが国の内外における経済情勢はまことにきびしいものがある。これに対応した勉学の必要性が若い人たちのあいだに強く自覚されている。いわゆる専修学校などへの関心の高まりはその現れであると思う。なかでも、簿記・会計などの実業教育への関心は、これまでもそうであったが、今後さらに高まっていくものと思われる。簿記・会計的な思考は、現下のそして将来の“減速経済”のもとでは、いっそうその必要を増すはずであるからである。

本書は、検定合格を本来の目的として編まれているのであるが、類書から抜きん出た声価をかちえてきたいまひとつの要因としては、本書が自習書としても大いに便利かつ信頼できるという長所をもっていたことがあげられると思う。学生・生徒諸君はもとより、一般の独習者の方々も一度は本書を手になれ、簿記学習の基礎能力を培われることを希望する次第である。

昭和 53 年 3 月

検定簿記研究会

簿記実務検定試験

主 催 全国商業高等学校協会
後 援 文 部 省

簿記実務検定試験規則（昭和52・4改正） 抜すい

- 第 1 条 財団法人全国商業高等学校協会は高等学校の生徒ならびに卒業生その他に対して簿記実務の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行なう。
- 第 3 条 検定試験は毎年1回実施する。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定は1級、2級および3級の3種とする。
- 第 6 条 試験の各級はつぎのように定める。
- | | |
|------------------|---------|
| 第 1 級 | 第 3 級 |
| 会計（商業簿記を含む）・工業簿記 | 商 業 簿 記 |
| 第 2 級 | |
| 商 業 簿 記 | |
- 第 7 条 検定に合格するためには各級とも 80 パーセント以上の成績を得なければならない。ただし第1級にあっては、各科目とも 80 パーセント以上であることを要する。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
- 第1級にあっては、会計・工業簿記のうち1科目が 80 パーセント以上の成績を得たときは、その科目の合格証書を交付する。
- 前項の科目合格証書を有する者が、次回検定において第1級に不足の科目について 80 パーセント以上の成績を得たときは、第1級と認め合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書はつぎの様式による。（略）
- 第 10 条 検定志願者は所定の受験願書に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。

施 行 細 則 （昭和52・4改正）

- 第 1 条 検定志願者は年令、性別、学歴について何の制限も設けない。
- 第 2 条 試験規則第3条による試験日は、毎年1月の第4日曜日とする。
- 第 3 条 検定の第1級の各科目および第2・3級の配点は各 100 点満点とし、制限時間は各1時間 30 分とする。
- 第1級にあっては会計・工業簿記のうち、いずれか一方の科目を受験することができる。
- 第 4 条 試験問題の範囲および答案の記入については別に定めるところによる。
- 第 5 条 受験料はつぎのように定める。第1級1科目につき 350 円 第2級 350 円 第3級 350 円
- 第 6 条 試験規則第 10 条による受験願書の用紙は本協会で交付する。
- 受験申込受付期間は毎年 11 月 11 日から同月 25 日までとし、日曜日・祭日は除く。
- 受験願書を受理したときは受験票を交付する。受験票は試験場に持参しなければならない。
- 検定志願者が願書受付の学校生徒であるときは、受験願書を省略することができる。
- 第 7 条 試験場では係員の指図に従わなければならない。
- 第 8 条 合格発表は試験施行の1か月以内に行なう。その日時は試験の当日までに発表する。

出題の範囲について（昭和 50・4 改正）

この検定試験は文部省高等学校学習指導要領に定める内容によって行う。

I 各級の出題範囲（工業簿記・銀行簿記は別に定める。）

1. 勘定科目のおもなものを級別別表で示す。

ただし、同一の内容を表わせば教科書などに用いられている別の名称の科目を用いてもさしつかえない。

2. 2級の範囲は3級の範囲を含み、1級の範囲は2、3級の範囲を含む。ただし、1級は会計として出題する。

3. 3級は簿記原理、個人企業における取引の記帳および簡易な決算を行えるまでとする。

2級は株式会社の基本的な取引の記帳、仕訳帳の分割・伝票の集計などによる進んだ記帳法および損益の見越・繰延を含む決算までとする。

1級は株式会社における進んだ段階の取引の会計処理および財務諸表の作成とその見方について、企業会計原則・商法の計算規定・計算書類規則の概要を理解できる程度とする。

4. 帳簿その他について、次のように定める。

a. 帳 簿 ① 仕訳帳・総勘定元帳および補助簿は原則として3級とする。ただし、商品有高帳は先入先出法のみを3級とし、他は1級とする。

② 仕訳帳の分割は2級とする。特殊仕訳帳は現金出納帳・当座預金出納帳・仕入帳・売上帳とする。

b. 伝 票 ① 貸借仕訳伝票、入金伝票・出金伝票・振替伝票の起票は3級とする。

② 仕入伝票・売上伝票の起票は2級とする。

③ ①②の伝票の集計および総勘定元帳・補助簿への転記は2級とする。

c. 手 形 ① 手形の受入・振出・引受・支払・裏書・割引は3級とする。

② 荷為替（普通売買のみ）、自己受為替手形、自己あて為替手形、手形の不渡り、手形の書替えは2級とする。

③ 手形の裏書・割引による偶発債務は1級とする。

④ 利息・割引料の計算は2級とする。

d. 減価償却 定額法による償却は3級とし、定率法・比例法などは1級とする。

e. 商品売買 ① 商品勘定の分割は3分法のみとし、売買損益の算出法は総額法による。

② 分記法は3級とし、混合勘定としての商品勘定は除く。

③ 未着商品の売買および委託販売（委託者側の処理）は2級とし、他の特殊な売買取引は1級とする。

f. 積立金 積立金の設定は2級とし、積極性積立金の取りくずしは1級とする。

g. 繰延資産 創立費・開業費・新株発行費・社債発行費・社債発行差金の会計処理は2級とし、他は1級とする。

h. 本店支店会計 本店支店会計は2級とする。ただし、内部利益の控除は1級とする。

i. 税 金 所得税の支払は3級とし、法人税・住民税・固定資産税・事業税は2級とする。

j. 決 算 決算における帳簿の締切法は英米式とする。

k. 財務諸表 ① 勘定式の2区分の損益計算書は2級とする。

② 勘定式の区分表示した貸借対照表および報告式の損益計算書・貸借対照表は1級とする。

③ 損益計算書・貸借対照表以外の財務諸表は1級とする。

④ 財務諸表の見方については、経営分析の平易なものを1級とする。

別表A

3 級

一ア 行一

受取手形	勘定
受取手数	料
受取手付金	・
受取利息	・
受取地代	・
受取家賃	・
売上	・
売掛金	・
営業費	・

一カ 行一

買掛金	・
貸付金	・
貸倒債却	・
貸倒引当金	・
貸倒引当金戻入	・
借入	・
借入金	・
仮払金	・
給料	・
繰越商品	・

2 級

一カ 行一

開業費	勘定
開業費償却	・
株式発行差金	・
繰上法人税	・
繰越損失	・
繰越利益	・
固定資産	・
固定資産税	・

一サ 行一

事業拡張積立金	・
事業税	・
支店	・

減価償却費 勘定

現金	金	・
現金	過不足	・
広告料	・	・
小口現金	・	・
交通費	・	・

一サ 行一

雑益	・
雑損	・
雑費	・
仕入	・
支払地代	・
支払手形	・
支払手数料	・
支払手付金	・
支払家賃	・
支払利息	・
資本金	・
修繕費	・
商品売買(損)	・
商品券	・
消耗品費	・
諸預金	・

社 債 勘定

社債発行差金	・
社債発行差金償却	・
社債発行費	・
社債発行費償却	・
社債利息	・
社債償還益	・
償却債権取立益	・
消耗品	・
所得税預り金	・
新株発行費	・
新株発行費償却	・
新築積立金	・
積送品	・
積送品売買(損)	・
創立費	・
創立費償却	・
租税公課	・

車両運搬具 勘定

車両運搬具	勘定
減価償却引当金	・
従業員預り金	・
従業員立替金	・
水道光熱費	・
損益	・

一タ 行一

建物	・
建物減価償却金	・
通信費	・
通知預金	・
定期預金	・
手形貸付金	・
手形借入金	・
当座借越	・
当座預金	・
土地	・

一ハ 行一

発送費	・
引出金	・

備 品 勘定

備品減価償却金	・
普通預金	・
保管料	・
保険料	・

一マ 行一

前受金	・
前払金	・
未収金	・
未払金	・

一ヤ 行一

有価証券	・
有価証券益	・
有価証券評価損	・

一ラ 行一

旅費	・
----	---

一ワ 行一

割引料	・
-----	---

一タ 行一

退職給与積立金	勘定
---------	----

一ナ 行一

納税引当金	・
-------	---

一ハ 行一

配当金	・
配当平均積立金	・
払込剰余金	・
不渡手形	・
別途積立金	・
法人税	・
本店	・

一マ 行一

未処分利益	・
-------	---

未処理損失 勘定

未達現金	・
未達商品	・
未着商品	・
未売買(損)益	・
未払税金	・

一ヤ 行一

役員賞与金	・
-------	---

一ラ 行一

利益準備金	・
-------	---

ほかに	
前払費用に関する勘定	
前受収益	・
未払費用	・
未収収益	・

1 級

一ア 行一

預り有価証券勘定
受取配当金
裏書手形
売上割引
営業権償却

一カ 行一

開発費
開発費償却
価格変動準備金
繰入
価格変動準備金戻入
貸付有価証券
借入有価証券
割賦(仮)売上
割賦(販売)売掛金
合併差益

機械装置勘定
欠損てん補積立金
建設仮
建設利息
建設利息償却
建設助成金
減償用××預金
減償積立金
減償積立金
取崩(益)
減資差益
鉱業権償却
構築業物
工事負担金
子会社株

一サ 行一

災害損失
(先物)買受契約
(先物)買受契約
未払金
(先物)売渡契約
(先物)売渡契約
未収金

差入有価証券勘定
仕入割引
試験研究費
試験研究費償却
支店へ売上
修繕引当金
出資金(資産)
試用売上
試用品
商品評価損
新築積立金
除却損

一タ 行一

退職給与金
退職給与引当金
退職給与××預金
棚卸減耗費
追徴法人税
(手形)裏書義務
(手形)裏書義務返見

投資有価証券勘定
特許権
特許権償却
特別修繕引当金
取替費

一ハ 行一

保管有価証券
保険差益
保証債務
保証債務見返
本店から仕入

一マ 行一

未決算
未払社債

一ヤ 行一

有価証券利息

一ワ 行一

割引手形
割引手形見返

(注) 貸付金・借入金は、1級においては、できるだけ短期・長期などの区別を明らかにする。

II 工業簿記の出題範囲

1. 工業簿記は製造業の会計処理法と原価計算を範囲とし、原価計算については原価計算基準の概要が理解できる程度とする。
2. 勘定科目のおもなものをあげると別表Bのようである。
同一内容を表わせば別名を用いてもさしつかえない。別表Bのほかに別表Aの2, 3級の勘定科目を含む。

別表B

一ア 行一
売上原価勘定

一カ 行一

買入部品
外注加工賃
加工費に関する勘定
××工程加工費
ガス代
機械(装置)
機械(装置)減価償却引当金
組間接費
月次損益
健康保険料
工具器具備品
工具器具備品減価償却引当金

工場勘定
工場消耗品
厚生費

一サ 行一

材料消費価格差異
作業屑
雑給
仕損費
仕損品
従業員賞与手当
修繕材料
消費材料
消費賃金
消耗工具器具備品
水道料
製造に関する勘定
製
××工程製造

×組製造勘定
製造間接費
製造間接費
配賦差異
製造部門費に関する勘定
××製造部門費
製造部門費
配賦差異
製品に関する勘定
製品
×組製品
×級製品
素

一タ 行一

退職給与金
棚卸減耗費
賃借金
賃借料

賃率差異勘定
電力料
特許権使用料

一ナ 行一

(年次)損益
燃料

一ハ 行一

半製品に関する勘定
半製品
××工程半製品
販売費および一般管理費
副産物
部門共通費
補助部門費に関する勘定
××部門費
本社

(注) 販売費および一般管理費勘定は集合勘定としてのみ用いる。

簿記実務検定試験の出題傾向 (自第 1 回 (昭和 26 年度) 至第 29 回 (昭和 54 年度))

2 級

検定試験に出題された問題を分析し、内容を分類してみるとつぎのようである (カッコ内のゴシック数字は出題度数を示す)。

1. 仕訳に関する問題

- (1) 荷為替の取組・引受・支払……………(18)
- (2) 社債の発行・社債利息の支払・社債発行差金の償却・社債の償還……………(23)
- (3) 株式の発行……………(14)
- (4) 積 送 品……………(10)
- (5) 株式会社の純損益処理……………(15)
- (6) 未 着 商 品……………(10)
- (7) 所得税預り金……………(9)
- (8) 税金の支払……………(17)
- (9) 本支店間の取引……………(14)
- (10) 固定資産の処分……………(9)
- (11) 損益の繰延・見越……………(6)
- (12) 引 出 金……………(4)
- (13) 貸倒引当金……………(1)
- (14) 創 立 費……………(3)
- (15) 手形貸付・手形借入……………(2)
- (16) 償却債権取立益……………(2)
- (17) 手形の振出・引受・書替・不渡り……………(11)
- (18) 手形の裏書譲渡……………(9)
- (19) 訂 正 仕 訳……………(9)

2. 特殊仕訳帳に関する問題

- (1) 取引を特殊仕訳帳に記入し、元帳に転記する問題……………(25)
- (2) 特殊仕訳帳の記入面から元帳に転記する問題……………(3)

3. 決算諸表作成に関する問題

- (1) 残高試算表と整理事項により精算表を作成する問題……………(6)
- (2) 元帳勘定残高と整理事項により精算表を作成する問題……………(5)
- (3) 各欄に一部の金額が与えられ、空所の金額をうめて、精算表を完成する問題……………(1)
- (4) 元帳勘定残高と整理事項により損益計算書または貸借対照表を作成する問題……………(14)

4. 本支店合併損益計算書または貸借対照表を作成する問題

- (1) 本支店の損益計算書または貸借対照表を未達事項により作成する問題……………(10)
- (2) 本支店の試算表と整理事項および未達事項により作成する問題……………(2)

5. 与えられた資料により、期首 (期末) 資産・期首 (期末) 負債・期首 (期末) 資本・収益総額・費用総額・純損益などの金額を求める計算問題……………(11)

6. 元帳記入と整理事項により、決算仕訳をし、元帳の締切をする問題……………(4)

7. 伝票 (入金伝票・出金伝票・振替伝票・仕入伝票・売上伝票) の記入および仕訳

- 集計表 (日計表) を作成し、総勘定元帳に転記する問題……………(14)

目 次

▷ 2級の学習にそなえて◁	1
1. 仕 記	1
2. 帳 簿 記 入	5
3. 元 帳 決 算	7
4. 試算表・精算表, 損益計算書・貸借対照表	10
 第 I 損 益 整 理	15
1. 損 益 の 繰 延	16
(1) 費 用 の 繰 延	17
(2) 収 益 の 繰 延	19
2. 損 益 の 見 越	21
(1) 費 用 の 見 越	22
(2) 収 益 の 見 越	23
3. 消耗品の処理	25
 第 II 決 算	28
1. 精 算 表	29
2. 決算整理と総勘定元帳の締切	43
3. 損益計算書および貸借対照表	50
 第 III 特 殊 仕 訳 帳	58
1. 現 金 出 納 帳	59
2. 収納帳・支払帳	68
3. 当座預金出納帳	72
4. 仕 入 帳	76
5. 売 上 帳	81

第Ⅳ 伝 票	90
1. 仕 訳 伝 票	91
2. 入金伝票・出金伝票・振替伝票	93
3. 仕入伝票・売上伝票	103
第Ⅴ 株式会社の記帳	109
1. 株 式 の 発 行	110
2. 創立費・開業費・新株発行費	112
3. 純損益の処理	114
4. 社 債	119
第Ⅵ 本支店会計	124
1. 本支店間の取引	124
2. 支店相互間の取引	126
3. 本支店財務諸表の合併	128
第Ⅶ 税金の支払	136
1. 個人企業の税金	136
2. 法人企業の税金	138
3. 源泉徴収による税金	140
第Ⅷ その他の特殊問題	142
1. 未 着 商 品	143
2. 販 売 委 託	144
3. 荷 為 替	147
4. 手 形 の 更 改	148
5. 手 形 の 不 渡	149
6. 自己受および自己あて為替手形	150
7. 固定資産の処分	151
8. 訂 正 仕 訳	152

9. 計 算 問 題	153
10. 利息・割引料の計算をともなう問題	157
第Ⅸ 仕 訳 50 題	158
解 答	161
付 録 簿記実務検定第2級試験問題および解答	185

▷ 2級の学習にそなえて ◁

2級検定（全商簿記実務検定）の出題範囲は、検定試験規則に明示されているように、3級の範囲も含まれる。また、実際問題として、3級程度の基礎が十分できていないと、2級程度の学習はスムーズにはいかない。そこで、本章では、2級程度の学習にそなえて、つぎの事項についてそれぞれ要点を復習することにする。

- (1) 仕 訳
- (2) 帳簿記入
- (3) 元帳決算
- (4) 試算表・精算表、損益計算書・貸借対照表

1. 仕 訳

学 習 の 要 点

仕訳は、複式簿記において、最初に行なわれる記録である。したがって、仕訳を誤れば、以下行なわれる記帳もすべて誤ったものとなるから、仕訳は慎重に行なわなければならない。

検定試験でも、仕訳はきわめて重要視され、各級とも毎回必ず出題されている。

仕訳は、取引を借方要素と貸方要素に分解し、元帳に記入すべき勘定科目と金額を決定することである。仕訳を行なうにさいしては、とくにつぎの点に注意する。

- (1) 取引要素の結合関係に立ち返って考えてみることに。
- (2) 取引内容を示す適切な勘定科目を用いることに。
- (3) 貸借の金額が一致しているかどうかを必ず確かめることに。

例 題 1 つぎの現金・預金に関する取引の仕訳について復習しよう。ただし、商品勘定は3分法によること。

- (1) 商品の売上代金として、他人振出の小切手 ￥ 100,000 を受け取った。

現 金 100,000 売 上 100,000

- (2) 現金手元有高が帳簿残高より ￥ 2,500 少ないことがわかった。

現 金 過 不 足 2,500 現 金 2,500

- (3) 上記の現金不足高のうち ￥1,200 は、郵便はがき購入代の記帳漏れであることがわかった。

通 信 費	1,200	現金過不足	1,200
-------	-------	-------	-------

- (4) 現金過不足として処理しておいた現金実際有高の過剰分 ￥3,000 のうち、￥2,000 は空箱類の売却代金の記帳漏れであることがわかったが、残りの ￥1,000 についてはひきつづき調査中である。

現金過不足	2,000	雑 益	2,000
-------	-------	-----	-------

- (5) 商品 ￥300,000 を仕入れ、代金は同額の小切手を振り出して支払った。ただし、当座預金の残高は ￥270,000 であり、取引銀行との間に当座借越契約（限度額 ￥500,000）が結んである。

仕 入	300,000	当 座 預 金	270,000
		当 座 借 越	30,000

[別 解] 仕 入 300,000 当 座 300,000

- (6) 一昨日受け取った他人振出の小切手 ￥180,000 を当座預金に預け入れた。ただし、当座借越分が ￥20,000 残っていた。

当 座 借 越	20,000	現 金	180,000
当 座 預 金	160,000		

[別 解] 当 座 180,000 現 金 180,000

- (7) 1年契約の定期預金 ￥1,000,000 が満期となったので、この利息 ￥57,500 とともに通知預金に振り替えた。

通 知 預 金	1,057,500	定 期 預 金	1,000,000
		受 取 利 息	57,500

- (8) 買掛金支払のため、小切手を振り出して ￥220,000 の送金為替を取り組んだ。送金手数料 ￥100 は現金で支払った。

買 掛 金	220,000	当 座 預 金	220,000
雑 費	100	現 金	100

- (9) 本日得意先より当店当座口へ ￥150,000 の振込があったむね、取引銀行から通知を受けた。

当 座 預 金	150,000	売 掛 金	150,000
---------	---------	-------	---------

例 題 2 つぎの商品売買に関する取引の仕訳について復習しよう。ただし、商品勘定は3分法によること。

- (1) 商品 ￥200,000 を仕入れ、代金は掛とした。なお、この商品の引取運賃 ￥10,000 は小切手を振り出して支払った。

仕 入	210,000	買 掛 金	200,000
		当 座 預 金	10,000

- (2) 商品 ￥170,000 を売り渡し、代金は掛とした。なお、この商品の発送運賃（当店負担） ￥15,000 は小切手を振り出して支払った。

売 掛 金	170,000	売 上	170,000
発 送 費	15,000	当 座 預 金	15,000

- (3) 掛で仕入れた商品のうち、一部に品違いがあり、 ￥9,000 相当分を返品した。

買 掛 金	9,000	仕 入	9,000
-------	-------	-----	-------

(4) 掛売した商品の一部に損傷品があり、¥ 5,000 を値引することにした。

売 上 5,000 売 掛 金 5,000

(5) 商品 ¥ 360,000 を仕入れ、代金は手付金 ¥ 70,000 を差し引き、残額は手元の他人振出小切手 ¥ 150,000 と当店振出小切手 ¥ 140,000 とで支払った。

仕 入 360,000 支払手付金 70,000

現 金 150,000

当 座 預 金 140,000

(6) 商品 ¥ 220,000 を売り渡し、代金は掛とした。ただし、内入金としてすでに ¥ 100,000 が入金済である。

前 受 金 100,000 売 上 220,000

売 掛 金 120,000

(7) 得意先が破産し、掛売した商品の一部 ¥ 50,000 を引き取ったが、これを差し引いた売掛金残高 ¥ 140,000 は貸倒となった。ただし、貸倒引当金は ¥ 150,000 ある。

売 上 50,000 売 掛 金 190,000

貸 倒 引 当 金 140,000

例題 3 つぎの手形に関する取引の仕訳について復習しよう。ただし、商品勘定は3分法によること。

(1) 商品の仕入代金 ¥ 400,000 に対して、同額の仕入先あての約束手形を振り出した。

仕 入 400,000 支払手形 400,000

(2) さきに商品代金として振り出した約束手形 ¥ 200,000 が満期になったので、当座預金から支払ったむね取引銀行から通知があった。

支払手形 200,000 当 座 預 金 200,000

(3) 商品 ¥ 350,000 を売り渡し、代金のうち ¥ 200,000 は売渡先振出、他店あての為替手形(引受済)で受け取り、残額は掛とした。

受 取 手 形 200,000 売 上 350,000

売 掛 金 150,000

(4) 買掛金支払のため、得意先あての為替手形 ¥ 240,000 を振り出し、引受を得て渡した。

買 掛 金 240,000 売 掛 金 240,000

(5) 商品代金の一部として得意先から裏書譲り受けてあった約束手形 ¥ 500,000 を取引銀行で割引き、割引料 ¥ 7,000 を差し引かれ、手取金は当座預金とした。

当 座 預 金 493,000 受 取 手 形 500,000

割 引 料 7,000

(6) 商品 ¥ 450,000 を仕入れ、代金のうち ¥ 300,000 は得意先振出、当店あての約束手形を裏書譲渡し、残額は掛とした。

仕 入 450,000 受 取 手 形 300,000

買 掛 金 150,000

(7) 仕入先(買掛先)から、当店あて他店受取の為替手形 ¥ 250,000 の呈示を受け、これを引き受けた。

買 掛 金 250,000 支払手形 250,000

(8) かねて取引銀行に取立を依頼しておいた為替手形 ¥ 100,000 が本日入金済のむね通知があった。